

令和6年4月から

相続登記の申請が義務化されます！

相続登記とは、土地（農地を含む）・建物など不動産の所有者が亡くなった際に、その不動産の名義を相続人の名義に変える手続きのことです。

所有者不明土地の発生防止に向けた法律が令和3年4月に成立し、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されることになりました。

どうして相続登記の申請が義務化されるの？

相続登記がされないこと等により、全国で所有者不明土地が発生しています。土地の所有者の所在が不明で連絡が付かないと、所有者の探索に多大な時間と費用がかかり、公共事業や民間取引など土地の利活用の阻害要因となっています。また、土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生するなど、様々な問題が生じています。これまで相続登記の申請は任意とされていましたが、所有者不明土地の発生を防止するため、相続登記の申請が義務化されることになりました。

申請はいつまでにしなければいけないの？

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内(※)に相続登記の申請をしなければならないこととされました。義務化の施行日(令和6年4月1日)前に発生した相続は、施行後3年以内です。(※)「被相続人の死亡を知った日」ではなく、「不動産の取得を知った日」から3年間の期間がスタートします。

正当な理由がなく登記の申請を怠った場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続登記の申請に必要な書類・費用はケースによって異なりますので、詳しくは事前に法務局にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

なお、相続登記の一連の手続きは、司法書士などの専門家に依頼することもできます。

法務局申請窓口

司法書士事務所

農地は大切な財産です。未来の担い手へしっかりと農地を引き継ぐためにも、相続登記の手続きは速やかに行いましょう。

農地パトロール(利用状況調査)を実施します

農業委員会では、毎年8月から9月にかけて「農地パトロール（農地の利用状況調査）」を実施しています。この調査は、昨年度確認された耕作放棄地の解消状況の把握、新たな遊休農地の早期発見、また、無断転用の調査、農地法に基づく許可等を受けた土地の状況確認（申請（届出）の内容どおりに利用されているか等）を行います。

農地パトロールの際には、農業委員や農地利用最適化推進委員が調査のために農地内に立入る場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。



注意！

農作物の盗難にご用心！！



市内で農作物が盗まれる被害が複数件発生しています。大切に育てた作物が盗まれることは、生産者の皆さんにとって大変深刻な問題です。

盗難被害に遭わないよう、地域全体で防犯対策に取り組みましょう！

<盗難被害防止対策のポイント！>

- できるだけ1日に1回は畑周辺の見回りをする。
- 収穫後の農作物や道具は、畑等に放置せず持ち帰る。
- ネットや柵を設置し、「立入禁止」等の看板を立てる等、侵入しにくい環境を作る。
- 防犯カメラやセンサーライト等を設置する。
- 不審者や不審車両を見かけた場合は、速やかに警察に通報する。



農用地あっせん情報

令和4年6月24日委員会承認

所 在	地 目		面積(m ²)	希望内容
	登記	現況		
東方字中牟田	畑	畑	348	売渡
山川利永字石畑道上	畑	畑	1,129	売渡
山川利永字石畑道上	畑	畑	1,123	売渡
山川成川周辺（畑かん地区希望）	畑	畑	5,000	買受
山川小川周辺（畑かん地区希望）	畑	畑	5,000	買受
山川成川周辺（畑かん地区希望）	畑・田	畑・田	3,000～4,000	借受

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農業委員会事務局 TEL 22-2111

(内線721, 722, 723)